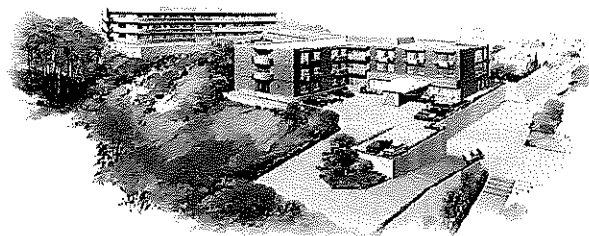


令和4年度 事業計画書

自 令和4年4月01日

至 令和5年3月31日

社会福祉法人 孝徳会



陽の丘
MISONO
社会福祉法人 孝徳会
みその

Day
さーびす
MISONO
社会福祉法人 孝徳会
かまくらみち

居宅介護
支援センター
MISONO
社会福祉法人 孝徳会
みその

令和4年度 事業計画

<基本理念>

利用者の個人の尊厳と人権を最大限尊重し、心豊かな楽しい生活を送ることができるよう、あたたかく潤いのある良好な生活環境創りを理念とした施設運営に努めます。

1.新型コロナウイルス感染対策について

本年度の重点項目の一つは、一昨年度より続いている新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策と陽性者発生時の拡大防止対策の対応を行っていくことを想定していく必要があると思います。

昨年度は、ご利用者、職員等とともに陽性を確認し感染拡大防止対策を実施したことを踏まえ、ご利用者が高齢であり基礎疾患を抱えている人も多いため、罹患した場合は重篤化することもあり、前年度以上に注意を払う必要があるだろうと認識しております。日常の基本的な感染対策として、ご利用者、職員等の毎日の検温・常時マスクの着用・うがい・手洗い・手指消毒などの再徹底をし、蔓延防止対策など情勢に合わせた対応を全職員の共通認識としていきます。

対策中のなかでも、ご利用者の生活の質が下がらないようガラス越し面会・オンライン面会を利用しご家族の面会の機会を設け、密集・密接にならないレクリエーションなどを工夫して実施をしていきます。

一方、施設内での新型コロナウイルス感染症の感染者・濃厚接触者・疑い患者が発生した場合の対処の仕方として、厚生労働省各課から発令されている「社会福祉施設等における感染拡大防止マニュアル」「介護職員のための感染対策マニュアル」などを参考に感染者が発生した際の基本的なゾーニングを設定・消毒・情報共有・指定権者への連絡方法などの具体的な手順などを事前にマニュアル化し周知し、発生時に備えることとします。

以上のように、本年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症を未然に防ぎ蔓延防止を第一義とし各部門とも共通認識で事業を進めていきます。

2.介護職員処遇改善支援事業について

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、介護職員の賃金引き上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から9月までの間、収入を3%程度の引き上げるための措置を目的とした介護職員処遇改善支援事業を実施していきます。

3. パワーハラスメント防止法、育児介護休業規定について

働きやすい職場環境づくりの一環として、令和4年度4月より義務化となる「パワーハラスメント防止法」、育児・介護休業法の改正による「パパ育休」の新設による育児介護休業規定の見直しなどを行っていきます。

4. 地域貢献について

本会の事業計画の一環として、地域社会に向けて、本会が持っている専門機能を地域住民に提供することにより地域ニーズに応え、ご利用者と地域住民の生活の質の向上を図ることが必要であると考え、地域福祉を高め、地域ケア体制と地域貢献の構築する認識を持ち各種事業を推進していきます。

5. 災害対策について

令和3年度介護保険制度報酬改正に伴い、介護サービス事業の新たな責務として大地震等の自然災害・感染症の蔓延・テロ等の事件・大事故など不測の事態が発生した時も重要な事業を中断させない、中断したとしても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した業務継続計画（BCP）を整備していきます。合わせて、避難確保計画（平成31年1月15日作成）に基づき、実施訓練を行うことで、発災時における被害を最小限にとどめること、そして、このことを全職員に共通認識を持たせることに力点を置くこととします。また、全員参加型ではなく、この実施訓練を補完する意味において、当施設が福祉避難場所に指定されていることもあり、福祉避難場所を的確に運用できるよう開設・運営マニュアルに沿った訓練を適宜実施していくこととします。

6. 大規模修繕について

開所から17年目を迎え、各箇所の経年劣化による不具合が生じてきています。ご利用者の各居室のナースコールの不具合が多くみられてきていることとご利用者の生活の安全と安心、職員の業務改善を目的とし、昨年度末に横浜市介護施設等の大規模修繕事業の補助金申請を行っております。現在、申請中により詳細の予算金額等が明確になっていないため、申請が通った際には補正予算として修正予定としています。

7. 運営について

運営に関しましては、特別養護老人ホームの申込者数の減少・重度化による入所期間が短くなっていること、新型コロナウイルス感染症拡大によりショートスティご利用者の激減・ディサービス事業に関しては、感染に伴う営業休止期間など本年度も同じ状況が想定されるなか、経営を安定させるためには、まずは感染予防対策の徹底と蔓延防止、他事業所等への早めの情報提供、入所申込の案内、医療依存度の高い方の受け入れ態勢などを整えていく必要があると考えています。

<介護老人福祉施設の運営について>

本会の介護老人福祉施設（介護保険事業者番号 1473500724）においては、特別養護老人ホーム 陽のあたる丘 MISONO と称し、ユニットケア（個室10 部屋が1 ユニット）の特色を活かし、より高度な個別ケアに努めます。そして、利用者やその家族との日々の係わりの中での要望事項や健康上の相談、介護上の相談等の個別相談に適切に対応し、各種サービスの向上を図ります。

そして、確実に介護度の重度化、医療依存度の高い方の申込の割り合いが増えている状況の中で、介護職員のスキルアップを図ることにより対応することとします。

介護課、相談課・介護支援課、看護課・管理栄養課等のセクションごとにサービスの向上の目標を設定し感染防止対策を徹底したうえで事故の起らない業態を策定することにしました。

（１）生活相談課

社会的に高齢化が進む中、当施設の申込者数の減少は変わらずまた重度化に伴い入所期間が短くなっている。稼働率を上げるためにも医療依存度の高い方（インスリン・経鼻栄養等）でも受け入れられる体制づくりと地域の医療機関、介護老人保健施設、介護支援事業所等の連携を図っていくことに努めていきます。また、令和３年度に介護報酬改定が行われ、感染症や災害への対応力強化・自立支援・重度化防止の取組の推進などの改定が行われ、当施設としても介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進としてLIFEを活用し、各部署との連携を図っていくことによりケアの質の向上を図っていきます。

近年、新型コロナウイルス感染の拡大によりご利用者の生活に制限がある中でも生活の充実を図れるように感染対策を行った上でオンライン面会の実施やシールド越し面会などを通して安心できる生活の提供、外出レクリエーションに変わり季節を感じられる創作レクリエーションなど企画の実行に努めて参ります。新しい生活方式にあったイベントや行事などの企画も実施していきます。ご利用者、ご家族に安心と安全な生活を支援していけるよう、生活への不安なことなど相談をしやすい信頼関係を築き、相談時には迅速かつ的確に対応をしていきます。各部署と連携を図りチームケアの一丸として、利用者様の相談援助に努めて参ります。

（２）介護支援課

新型コロナウイルス感染症に伴い、ご利用者の生活は、長期的な生活に制限のある状況が続いている。外出・外泊、行事・イベントなどは今年度も自粛生活の中で行われていくこととなります。そんな中でもオンライン面会や窓越し面会など感染防止対策を講じながらの生活の楽しみやご家族へ安心していただける情報提供方法など工夫し支援していくことに努めて参ります。利用者様の精神的・身体的状況やそのご家族の環境等に配慮した上で、ご本人及びご家族の要望や必要としているケアに基づいたケアプランを作成し、状態に合わせた介護度の見直しを行い、その人らしい生活が維持できるよう支援をおこなっていきます。ケアプランカンファレンス（担当者会議）は、ご利用者の生活状況や意向変更などに合わせ、アセスメント・モニタリングを実施し、随時検討の機会を設け、ご本人・ご家族に参加いただき、介護課・看護課・栄養課・相談課など各部署と連携を図りケアプランの変更と支援を行っていきます。また、ご利用者及びご家族からの生活全般における不安や悩み等の相談を受け、

これに迅速かつ的確に対応をし、各部署との連携を図り、より良い信頼関係を築いていきます。また、リスクマネジメント委員会・身体拘束廃止委員会及び虐待防止委員会なども中心となって適宜実施していきます。

（３）介護課

新型コロナウイルス感染症拡大による感染防止対策の一層の強化と徹底を図り、業務を行って参ります。ご利用者の生活を援助する介護職員の健康管理、感染予防対策の指導を徹底し、手洗い・うがい・手指消毒・マスク・フェイスシールド等の着用・密を避けるなど、感染予防委員会を中心に周知と徹底を努めていきます。

「ふれあう心・ふれあう手・笑顔で支える優しい介護」の基本にご利用者の安全と安楽な生活援助を忘れず、尊厳をもって安心できる環境づくりや声かけ、お一人ひとりにあった介護援助方法など各部署への相談、職員同士での意見交換の会議などをもち援助していきます。また、服薬事故、転倒事故など重大事故防止に努め、日ごろからのヒアリハット報告書などを活用し事故防止に努めていきます。また、事故が起きてしまった時等には、事故検証などを各部署合同で行い、その内容の情報共有、マニュアル等の改訂を行い再発防止に努めていきます。昨年度、ロボット・ICT 導入補助金によりセンサー内臓ベッドを導入していただき、職員の介護負担、ご利用者の安全と安楽な生活に活用していきます。

日々の感染防止対策を講じながらの生活制限がある中でも「働きやすい職場」を具体化していき、職員のストレスへのケアとして定期的な声かけや必要に応じた面接などを行っていきます。また、オンラインでの外部研修参加や感染予防対策を講じながらも施設内研修のあり方などを工夫し質の向上に努めて参ります。

（４）看護課

ご利用者やショートステイ利用者様の情報を正確に把握し、健康で安定を保つ生活ができるよう支援します。新型コロナウイルス感染拡大が止まらず入居者の施設内療養を強いられる状況かでは、従来の医療処置や管理に加え新型コロナウイルス対策は不可欠です。合わせてインフルエンザ・ノロウイルス感染症に関しても同様に行政の動きや情報に注視し、施設内感染防止対策の徹底、嘱託医や他部署との連携を図り、充実した医療・看護サービスが提供できるよう努めます。

＜日常の業務内容＞

1. 薬の管理と医療処置

誤薬投与事故がないように正確な配薬と説明を徹底します。

2. ご利用者の体調異常の早期発見と早期対応

緊急性の判断と迅速な救急対応、生活相談員との連携をとりながら家族対応、夜間の救急受診がないよう、日中での早期受診体制を整えます。また嘱託医との連絡 調整、指示を受けていきます。

3. 感染予防と蔓延防止

新型コロナウイルス感染症の予防対策に重点を置き、全職員に予防策の徹底の指導をします。また、発生時には、感染拡大防止に最善をつくして対応します。その他、感冒、誤嚥性肺炎、尿路感染、皮膚感染等も同様に対応します。

4. 介護職員指導

清潔、不潔に関すること、早期発見につながる観察ポイントなど看護業務遂行上 必要な事故について、適時意図的に助言指導を行います。

喀痰吸引、経管栄養注入の技術及び関連するケアについて、嘱託医と連携をとり指導に努めます。

5. 看取りの援助

看取り介護を希望される方には、自然で穏やかな最後が迎えられるよう他部署と 連携をとりながら協力します。

6・健康診断の実施

例年どおり入居者と職員の健康診断を実施し、健康管理に努めます。

(5) 管理栄養課

ご入居者にとって毎回の食生活が、快適な生活を送るための基本的かつ重要な位置づけにあるとの認識のもと、おいしく・楽しく・安全に食べることが出来るように支援します。

第一に、厨房内はもとより調理器具や食材の衛生管理、従事する者の健康管理と衛生教育を徹底し、食中毒の感染症を防ぎ安全な食事を提供します。特に、従事する者の日々の体調チェックはもちろん出勤前、出勤直後の検温と記録を行い、風邪症状の早期発見・予防・蔓延防止を行います。ご利用者、施設職員に体調不良者が出て、感染対策が必要と判断された場合は、事前に取り決めた感染対策を速やかに行い、感染拡大防止を行います。

次に楽しみのある食事提供に努めます。行事食や選択食、MISONOランチ、おやつレク等を盛り込んだ年間行事予定を策定し、季節感あふれる楽しみのある食事とすることが出来るように工夫を行います。新しいメニュー、食べやすい献立となるようアンケートを実施し意見を反映していけるようにします。

最後に、健康維持、疾病予防、持病進行防止を目指して、施設の栄養所要量に基づく献立を作成し必要な栄養を摂れるように各利用者様にあった食形態となるよう日々の観察、検討していきます。エネルギー、塩分、水分等の制限が必要なご利用者に対しては、医師の指示に基づき無理なく制限していけるように対応します。水分について、適正水分量が確保出来るように種類・形態を工夫して無理なく接種できるように支援します。

以上のことを「栄養ケア・マネジメント」に基づいて栄養ケア計画に反映し、しっかりと実施して管理栄養課の目標を達成していきます。

<短期入所生活介護事業の運営について>

本会の短期入所生活介護事業(介護保険事業者番号 1473500732)においては、ショートステイ陽のあたる丘 MISONO と称し、利用定員 20 名のユニットケア(個室 10 部屋が 1 ユニット) サービスを提供いたします。

新型コロナウイルス感染症への対応として、基本的な感染予防対策の徹底と送迎時の検温測定、うがい・手指の消毒・マスク着用(可能な方)、利用中の毎日の体調確認(1日2回の検温)の実施を継続します。また、発熱等の症状がある場合は、速やかな受診や帰宅していただくなどの対応をしていきます。

空室情報やレクリエーション等のイベント情報を各居宅支援事業所への発信、定期的な居宅介護支援事業所との情報交換などを行い、より良い信頼関係を構築と新規利用者の確保に努めていきます。また、新規のショートステイご利用者に対しては、次回以降もより快適に過ごすことができるよう、担当ケアマネージャーやご家族に利用中のご様子を伝えるなど退所後に聞き取り調査を行っていきます。また苦情などの改善事項がある場合は、施設内ショートミーティングで検討し迅速に改善を行っていきます。

担当者会議へは積極的に参加をし、ご利用者の情報については、看護師および

介護職員等に的確に伝達し、事故防止に努め、体調の急変時には迅速な対応ができるよう体制づくりに努めます。

<居宅介護支援事業の運営について>

本会の公益事業である居宅介護支援事業（介護保険事業者番号 1473500930）においては、居宅介護支援センターMISONO と称し、要介護、要支援の認定を受けた利用者に対し、意思及び人格を尊重し公平中立な立場で適正な居宅介護支援を提供すよう努めます。

<住み慣れた地域で自分らしく自立した生活が営むことができるよう支援>

- ・利用者、家族のおかれた立場・抱える課題や問題に向き合っていきます。
- ・居宅サービス計画作成にあたり、複数の事業所を紹介し利用者の意志および人格を尊重し、常にご利用者の側に立ち、公正中立に行っていきます。
- ・毎月訪問し身体の状態やサービスの利用状況を把握し要望や苦情が伝えやすい関係を築いていきます。
- ・サービスの変更、追加が生じた場合は、担当者会議を開催し居宅サービス計画の見直しを行っていきます。
- ・サービス事業所と情報を共有し、ご利用者の自立支援と家族の介護負担軽減を図っていきます。

<介護保険サービスの適正利用の確認>

- ・サービスの利用状況が制度上適正であるか確認します。
- ・ご利用者、ご家族の依頼を受け介護認定の更新・区分変更申請、新規申請を行います。

<各関係機関との連携>

- ・地域包括支援センター・区役所・医療機関・各サービス事業所と情報の共有に努めます。
- ・要支援者については、包括の委託を受けサービス利用状況等報告し、連絡調整を行っていきます。
- ・病院・診療所の入院時には日常生活の能力や利用していたサービス等の情報を入院先の病院と共有することで、退院後の在宅生活が円滑にいくように医療機関と連携を図っていきます。

<介護支援専門員の資質・専門性の向上>

- ・包括支援センター主催の勉強会・研修に積極的に参加し資質の向上に努めていきます。
- ・地域連携室主催の研修会・事例検討会に参加し、多職種と連携をとり顔の見える関係を築いていきます。
- ・他法人との事例検討会に参加し、資質向上に努めていきます。

<感染予防対策の実施>

(1) 職員対応

- ① 出勤前に体温測定し、37℃以上発熱がある場合は出勤を見合わせる。
- ② 訪問前後の手洗い、うがい・アルコール消毒の実地
- ③ 常時マスクの着用
- ④ 研修は、極力オンラインでの参加または少ない人数での参加

(2) 事業所内における対策

- ① 入口にアルコール消毒設置
- ② 常時換気を行う
- ③ 衛生用品の確保

(3) 利用者への対応

- ① 感染者が出た場合、医療・介護・看護事業者間の連携を図りサービスの調整を行う。
- ② 事業所での感染者が出た場合も上記内容と同様の対応をする。
- ③ 訪問時は、マスク着用・体調確認を行い必要に応じ医療機関受診を促す。
- ④ 担当者会議は、人数を制限し出来るだけ書面・電話にて執り行う
上記、感染対策を実施する。

例年通り又は行政の指示に従い業務を遂行していきます。

近年、ご利用者・ご家族間の置かれている環境が多様化してきている現状があります。ご利用者の選択に基づいて医療・介護・ボランティア等連携を図り総合的・効率的にサービスが提供されるよう支援を行います。さらに入退院・入退所時には病院・施設との情報共有に努め適正な援助を行っていきます。

＜Day さーびす MISONO かまくらみちの運営について＞

本会の第2種社会福祉事業 老人デイサービス事業（介護保険事業所番号1473501318）においては、「DayさーびすMISONOかまくらみち」と称し、介護保険法の理念に基づき、ご利用者の意思及び人格を尊重し、ご家族の身体的精神的負担の軽減を図り、高齢者が自立した在宅生活を送ることができるよう通所介護事業所として支援していきます。

本年度も前年度同様に安定した運営を目指しますが、昨年度より新型コロナウイルス感染症拡大があらゆることに影響を及ぼしています。高齢者を対象とする事業としては、ご利用者及び職員の検温、手指消毒、マスクの着用していただき、職員は2重マスク、フェイスシールドの着用、1時間に10分間の換気の実施、館内、車内の消毒及び体調管理を行い、感染予防対策を徹底していき、安心、安全な事業運営が最も安定した運営につながると認識し、全職員で共有し取り組んでいきます。

通所介護の担う役割は、「可能な限り、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられる」とされています。健康な毎日を過ごすためにデイサービスへ通う習慣を身に付け、日ごろの健康観察、早期身体の異変の観察、ご利用者お一人一人に合わせた機能訓練の実施、最期まで自宅で過ごすための柔軟なサービスの提供などさまざまなニーズに合わせた対応が求められています。当事業所としましても職員は知識や技術は勿論のこと、接遇などを身につけていけるよう職員同士の疑問に思ったことなどの意見交換ができる機会を設けることやオンラインでの外部研修への参加などを行っていきます。

今年度も積み重ねてきた信頼を大切にご利用者、ご家族、居宅介護支援事業所と丁寧に向き合い、地域の皆様にも信頼される運営に努めていきます。